

事務連絡  
令和2年4月3日

各指定障害児通所支援事業所 管理者 様

東京都福祉保健局障害者施策推進部  
障害児・療育担当課長

**新型コロナウイルス感染症防止のための都立学校等の臨時休業に  
関連しての障害児通所支援事業所の対応について（通知）**

新型コロナウイルス感染症防止のための都立学校等の臨時休業に伴い、放課後等デイサービス事業所及び児童発達支援事業所における対応について、以下のとおりまとめましたので、確認の上、ご対応をお願いいたします。

記

**1 放課後等デイサービスについて**

**（1）請求単位について**

都立学校等が臨時休業となった春季休業の終了日の翌日から令和2年5月6日（水曜日）までの期間においては、学校休業日として報酬を請求する。ただし、学校が休業日ではない場合（学校教育法施行規則第61条及び第62条の規定に基づく休業日、学校教育法施行規則第63条当の規定に基づく授業が行われない日、又は臨時休校の日）は、これによらない。

**（2）開所時間について**

開所時間については、人員配置や児童への安全な支援を鑑み、可能な範囲での開所として差し支えない。ただし、事前に保護者に対して丁寧な説明を行うこと。職員の配置の関係上、通常の授業終了後の時間での開所となった場合においても、学校休業日での単価での請求を可能とし、その場合においても開所時間減算の適用は行わない。

なお、都立特別支援学校における対応として、「自宅等で過ごすことが難しい子供については、学校で過ごせるよう体制を整え、保護者との連携を密にして、

きめ細かに対応」することとされており、「スクールバスや昼食等を実施」し、通常の在校時間を学校で過ごすことが可能である旨は確認済みであることを申し添える。

### (3) 欠席の対応について

令和2年3月27日付都からのメール「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について(その3)」において、令和2年3月16日付都事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について(その2)」の「2 欠席の対応について」は春季休業中においても引き続き準用する旨通知したところであるが、令和2年5月6日(水曜日)まで準用する。

ただし、「欠席した児童の代わりに他の児童の受入れを行う」ことまでの必要はなく、長時間の受入れ対応を行っていない場合についても、春季休業終了日の翌日以降については、基本報酬の算定を可能とする。

### (4) 人員欠如の取扱いについて

令和2年3月16日付都事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について(その2)」の「3 人員欠如の取扱いについて」については、春季休業の終了日の翌日から令和2年5月6日(水曜日)までの期間においては、準用する。

### (5) 定員超過の取扱いについて

令和2年3月27日付都からのメール「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について(その3)」において通知したとおり、令和2年3月16日付都事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について(その2)」の「4 定員超過の取扱いについて」は、対象期間の変更はなく春季休業開始日の前日までとし、それ以降については定員を遵守すること。

定員10名の事業所については、令和2年3月2日から春季休業開始日の前日までの期間に、やむを得ず定員を超えて長時間の受入れに対応をしたことにより、令和2年3月を含む過去3月の利用実績が平均して1.3を超える場合であつても定員超過利用減算の適用としない。ただし、令和2年3月を含む過去3月の利用実績が平均して1.3.5を超える場合は、定員超過利用減算の適用とする。

なお、令和2年3月2日から春季休業開始日の前日までの学校の臨時休業に対応するための長時間の受入れを行っていない場合については、上記の適用ではなく、原則どおりの割合での定員超過利用減算の適用となる。

#### **(6) 児童指導員等加配加算の取扱いについて**

児童指導員等加配加算を算定している事業所については、原則加算の算定要件を満たした配置を行うこと。

学校の臨時休業に関連して、やむを得ず職員が出勤できない場合については、有給休暇や特別休暇等の適用を行うことで従前どおりの加算算定を可能とするが、児童に対する安全な支援の提供に配慮するため、可能な限り代替職員の配置を行うこと。また、代替職員の配置については、当該加算の算定要件に該当する代替職員を原則とするが、児童指導員等加配加算の児童指導員等を配置する場合に代替職員としてその他の従業者を配置した場合であったとしても、加算の取下げは行わず、従前どおりの加算請求を可能とする。専門職員等を配置する場合については、代替職員として配置する職員が児童指導員等であった場合は従前どおりの加算請求を可能とするが、その他の従業者を配置した場合であった場合は、児童指導員等を配置する場合の加算請求とする。

#### **(7) 個別支援計画の作成等について**

令和2年3月27日付都からのメール「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について(その3)」において、令和2年3月16日付「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について(その2)」の「8 個別支援計画の作成等について」は春季休業中においても引き続き準用する旨通知したところであるが、令和2年5月6日(水曜日)まで準用する。

なお、事後の面談については、4月中には実施するよう通知していたところであるが、5月末までに期間を延長する。

## **2 児童発達支援について**

上記1(3)、(4)、(6)、(7)については、児童発達支援についても準用する。

なお、令和2年3月27日付都からのメール「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について(その3)」において通知したとおり、都内の新型コロナウイルス感染症の陽性患者が増加したことによるオーバーシュートの防止のため、知事会見で

の要請により、利用を控えるケースも想定されることから、児童発達支援についても、3月28日（土曜日）から放課後等デイサービスの春季休業中までは、児童が新型コロナウイルスに感染することをおそれ、事業所を欠席する場合、事業所が居宅への訪問、電話その他の方法で児童とその接触者である家族の体調等状況や学校の状況等の確認及び当該児童の健康管理や相談援助などの可能な範囲での支援の提供を行い、当該相談援助の内容について記録を行ったことを以て通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして区市町村が認める場合には、基本報酬の算定の対象とすることができることを本通知にて再度周知する。

なお、この場合においても、利用者負担が発生することから、あらかじめ保護者に丁寧な説明を行うこと、都独自様式「**新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての欠席に関する欠席時対応加算及び基本報酬の算定について**」を用いること、支給量のうちの1日に含まれること、単なる欠席連絡（その後の支援については不要と保護者の意向がある場合）については、サービス提供とはみなされないことに留意すること。

### 3 各種通知について

- (1) 児童への支援に当たっては、「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年2月24日付事務連絡）、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年3月6日付事務連絡）、「社会福祉施設等職員に対する「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」の周知について」（令和2年3月9日付事務連絡）を踏まえ、感染防止に努めること。
- (2) 事業所に対する周知については、都から各事業所の登録メールアドレスに送付するとともに東京都障害者サービス情報に掲載する。今後も、厚生労働省の通知等を踏まえ、適宜、都の取扱いについて通知を行う予定であり、各事業所においては、最新の情報を確認すること。

### 4 適用期間について

学校の臨時休業の期間となる春季休業の終了の翌日から令和2年5月6日（水曜日）までとする。

以上